

民事執行法の改正により入札時に
次の書面の提出が必要になりました。



暴力団員等に
該当しない旨の

陳 述 書

住民票 資格証明書

(個人の場合)

(法人の場合)

宅地建物取引業の免許証のコピー

(宅地建物取引業者の場合)

※入札時に、入札書ごとに陳述書、住民票・資格証明書を提出しないと入札が無効になります。また、記載に不備があった場合、入札が無効になることがあります。

※入札方法に関する問合せ

東京地方裁判所民事第21部（民事執行センター）執行官室不動産部

☎03-5721-6395

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 7 月 29 日

東京地方裁判所民事第 21 部

裁判所書記官 相 田 亜由子

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 8 月 13 日 午前 9 時 00 分から 令和 8 年 8 月 20 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 8 年 8 月 26 日 午前 9 時 30 分 場 所 東京地方裁判所民事執行センター売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 9 月 3 日 午前 11 時 00 分 場 所 東京地方裁判所民事第 21 部
特別売却 実施期間	令和 8 年 8 月 27 日 午前 9 時 20 分から 令和 8 年 8 月 31 日 午後 5 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規 則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 7 月 29 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物 件 目 録

1（一棟の建物の表示）

所 在 練馬区桜台一丁目 2 番地 20

建物の名称 桜台マンション

（専有部分の建物の表示）

家屋 番号 桜台一丁目 2 番 20 の 33

建物の名称 802

種 類 居宅

構 造 鉄骨鉄筋コンクリート造 1 階建

床 面 積 8 階部分 48.94 平方メートル

（敷地権の目的である土地の表示）

土地の符号 1

所在及び地番 練馬区桜台一丁目 2 番 20

地 目 宅地

地 積 401.53 平方メートル

（敷地権の表示）

土地の符号 1

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 155 分の 2



物 件 明 細 書

令和 8 年 7 月 7 日

東京地方裁判所民事第 21 部

裁判所書記官 相 田 亜由子

1 不動産の表示

【物件番号 1】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号 1】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号 1】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実とそれに基づく法律判断に関して、執行裁判所の裁判所書記官の一応の認識を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。このほか、BITシステムのお知らせメニューにも掲載されています。

物 件 目 録

1 (一棟の建物の表示)

所 在 練馬区桜台一丁目 2 番地 20

建物の名称 桜台マンション

(専有部分の建物の表示)

家屋 番号 桜台一丁目 2 番 20 の 33

建物の名称 802

種 類 居宅

構 造 鉄骨鉄筋コンクリート造 1 階建

床 面 積 8 階部分 48.94 平方メートル

(敷地権の目的である土地の表示)

土地の符号 1

所在及び地番 練馬区桜台一丁目 2 番 20

地 目 宅地

地 積 401.53 平方メートル

(敷地権の表示)

土地の符号 1

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 155 分の 2



令和8年（ケ）第 89号
令和8年 6月 1日 受理
令和8年 7月 2日 提出
（評価人 在間 浩二 ）

現 況 調 査 報 告 書

東京地方裁判所
執行官 岡 克 吉

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 (一棟の建物の表示)

所 在 練馬区桜台一丁目 2 番地 20

建物の名称 桜台マンション

(専有部分の建物の表示)

家屋 番号 桜台一丁目 2 番 20 の 33

建物の名称 802

種 類 居宅

構 造 鉄骨鉄筋コンクリート造 1 階建

床 面 積 8 階部分 48.94 平方メートル

(敷地権の目的である土地の表示)

土地の符号 1

所在及び地番 練馬区桜台一丁目 2 番 20

地 目 宅地

地 積 401.53 平方メートル

(敷地権の表示)

土地の符号 1

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 155 分の 2

(区分所有建物用1)

不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	練馬区桜台1丁目2番8-802号 桜台マンション		
建物	物件1		
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる (☐ 主たる建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類: ☐ 構造: ☐ 床面積:		
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある 種類: 構造: 床面積:		
占有者及び占有状況	☒ 所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を住居として使用している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
管理費等の状況	☒ 月額次 管理費 10,350 円 修繕積立金 10,120 円	令和8年5月31日現在 ☒ 滞納はない ☐ 滞納がある	年 月分～ 年 月分 円 計 ☐ 遅延損害金 円 (年利 %)
管理費等照会先	株式会社秀栄興産		
その他の事項			
敷地権	符号1		
現況地目	☒ 宅地 (符号1) ☐ 公衆用道路 (符号) ☐ (符号)		
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面 (各階平面図) のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
敷地権の種類	☒ 所有権 (符号1) ☐ 地上権 (符号) ☐ 賃借権 (符号) ☐ (符号)		
その他の事項			
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある 地方裁判所 支部 平成 年 () 第 号 保管開始日 平成 年 月 日		
敷地権以外の土地 (目的外土地)	☒ ない ☐ ある (詳細は「目的外土地の概況」のとおり)		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面 (各階平面図) のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(2 枚目)

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
A (所有者)	1 本件建物は、私が居宅として使用しており、子である債務者 B も同居しています。 (令和8年6月23日面接聴取)
B (債務者)	1 本件建物は、所有者 A が居宅として使用しており、子である私も同居しています。 (令和8年6月23日面接聴取)

執 行 官 の 意 見

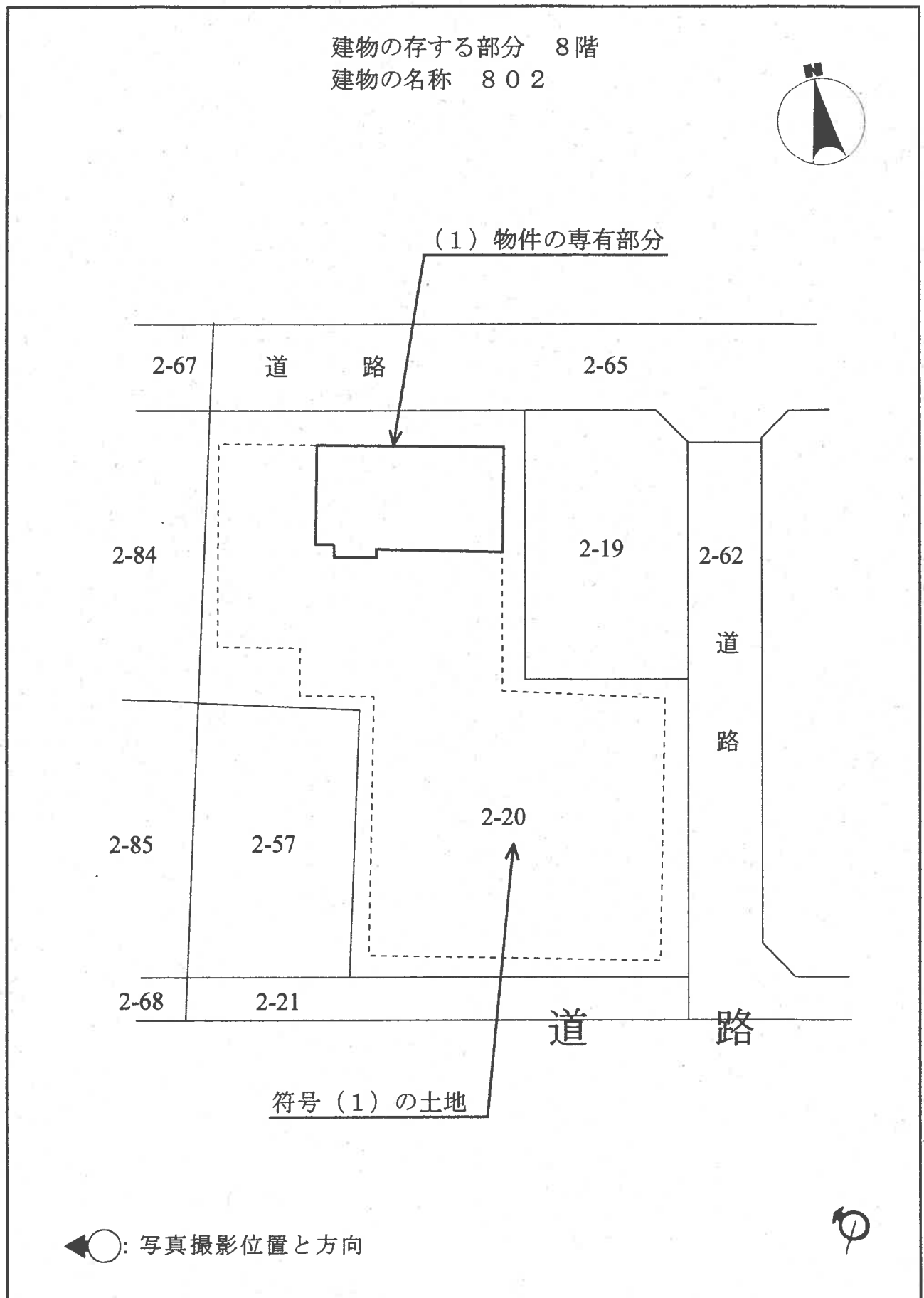
- 1 本件対象物件の状況は、土地建物位置関係図、建物間取図及び添付写真のとおりである。
- 2 物件1建物の占有状況は、集合郵便受けの表示、表札の表示、所有者あて電気料金通知書の存在、関係人の陳述及び提出された回答書の内容並びに現場の状況から、2枚目記載のとおり報告する。

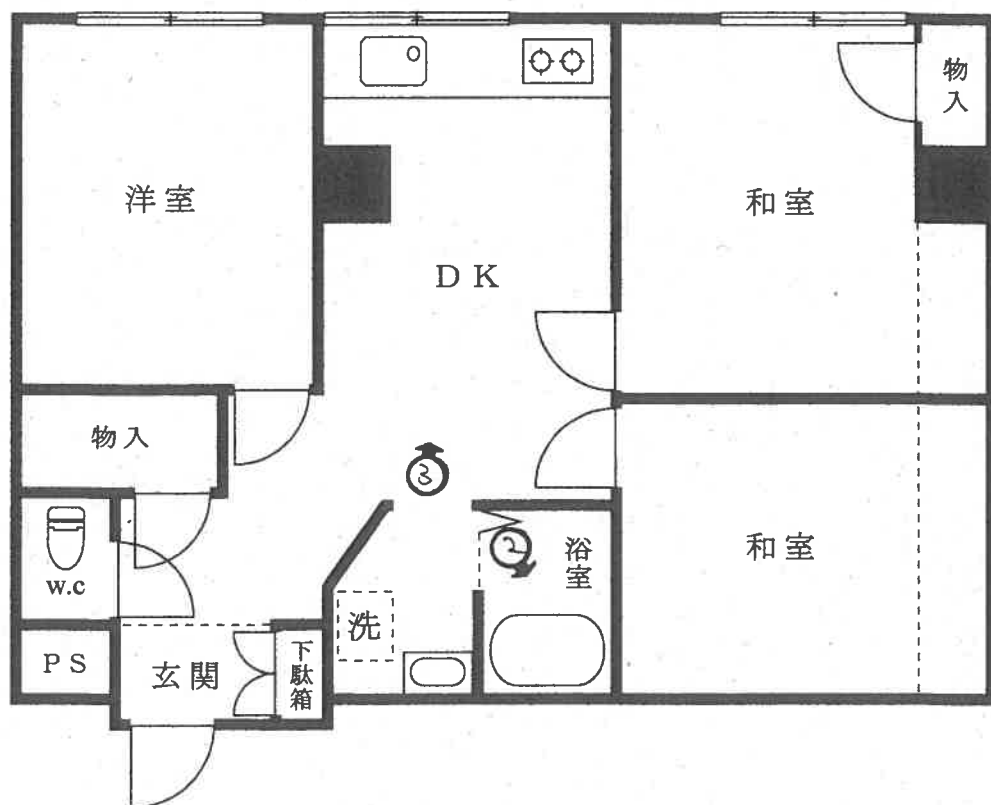
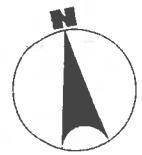
以 上

(調査経過用)

調 査 の 経 過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和8年6月12日 13:00-13:20	物件所在地	☒ 物件確認 ☒ 物件調査 ☒ 占有調査 ☒ 写真撮影 ☐ 図面作成 ☒ 居住者に対し、通知書・照会書差置き
令和8年6月17日 : - :	当庁 (ファックス)	☒ 管理費に関する調査
令和8年6月23日 13:30-13:50	物件所在地	☒ 物件確認 ☒ 物件調査 ☒ 占有調査 ☒ 写真撮影 ☒ 図面作成 ☒ 評価人を同行 ☒ 所有者 A に 面接聴取 ☒ 債務者 B に 面接聴取
令和 年 月 日 : - :		
令和 年 月 日 : - :		
令和 年 月 日 : - :		
令和 年 月 日 : - :		
令和 年 月 日 : - :		
(特記事項) ☒ 令和8年6月23日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち合わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 (写真 3点添付)		

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり
(5 枚目)





◀○: 写真撮影位置と方向

1



2



3



令和 8 年（ケ）第 89 号
令和 8 年 6 月 23 日 現地調査
令和 8 年 6 月 24 日 評 価

東京地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 在 間 浩 二

第1 評価額

物 件 番 号	評 価 額
物 件 1	金 10,680,000円

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。

したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較して競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。

- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。

- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。

- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	次頁物件目録記載のとおり		(住居表示) 練馬区桜台1-2-8 (マンション名、部屋番号) 桜台マンション、802号室
番号	特 記 事 項		
	特になし		

*現況欄に記載のない事項については、登記記録とほぼ同じである。

物 件 目 録

1 (一棟の建物の表示)

所 在 練馬区桜台一丁目2番地20

建物の名称 桜台マンション

(専有部分の建物の表示)

家屋 番号 桜台一丁目2番20の33

建物の名称 802

種 類 居宅

構 造 鉄骨鉄筋コンクリート造1階建

床 面 積 8階部分 48.94平方メートル

(敷地権の目的である土地の表示)

土地の符号 1

所在及び地番 練馬区桜台一丁目2番20

地 目 宅地

地 積 401.53平方メートル

(敷地権の表示)

土地の符号 1

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 155分の2

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等

位 置 ・ 交 通	西武池袋線「桜台」駅の東方約270m（徒歩約4分） 練馬区桜台1丁目2番街区に位置する。 （距離は道路距離、附属資料「位置図」参照）	
付 近 の 状 況	中高層店舗付共同住宅が多い都道沿いの商業地域	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 （道路の幅員等の 個別的な規制を 考慮しない一般 的な規制）	都市計画区分 用 途 地 域 建 ぺ い 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	市街化区域 商業地域 80% 400% 防火地域 35m第3種高度地区
画 地 条 件	地 積 形 状 間 口 ・ 奥 行 地 勢 そ の 他	401.53㎡（登記記録） 不整形 南側間口約15.2m、北側間口約13.2m、東側間口 約13.8m、南側間口からの奥行約26m ほぼ平坦 特になし
接面道路の状況等	南側で幅員約20.0mの舗装都道、北側で幅員約4.0mの舗装区道（共に建築基準法第42条1項1号道路）、東側で幅員約4.0mの舗装区有通路（建築基準法第42条1項5号道路）にそれぞれほぼ等高に接面する三方路面地。	
土地の利用状況等	後記一棟の区分所有建物の敷地として利用されている。 建物の配置は附属資料「建物図面・各階平面図写」のとおり。	
供 給 処 理 施 設	上 水 道 都 市 ガ ス 下 水 道	あり あり あり （基本的には前面道路 の施設管の有無を基 準とする）
敷 地 権 の 表 示	敷地権の種類 敷地権の割合	所有権 155分の2
特 記 事 項	練馬区ハザードマップに浸水想定の記事がある。	

2 建物の概況

(1) 一棟の建物の概要

マンション名	桜台マンション	
建物の用途	共同住宅（総戸数66戸）	
建築時期及び 経済的残存 耐用年数	建築年月日 経過年数 経済的残存耐用年数	昭和44年7月12日新築（登記記録） 約57年 約8年
構造・延床面積	鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付13階建 延4,030.40㎡（登記記録）	
仕様	外壁 その他	吹付タイル等 特になし
設備等	エレベーター、ゴミ置場等。	
建物の品等	やや劣る	
管理の形態等	管理組合 管理会社 管理形態	あり （株）秀栄興産 委託管理
管理の状況	標準的	
特記事項	1階店舗部分には宅建業者、地下1階には貸スタジオ業者が入居している。 建築時期から見て建築資材にアスベストが含まれている可能性がある。 本件建物は現在の都市計画による容積率を超過して建築されており、再建築に際しては現在と同規模の建物の建築はできないと考えられる。	

(2) 専有部分の概要

構 造 ・ 種 類	鉄骨鉄筋コンクリート造1階建・居宅	
位 置	8階に位置する角住戸（主たる開口部は北向き）	
床 面 積	専 有 面 積	48.94㎡（登記記録）
	共 用 部 分 を 含 む 現 況 床 面 積	63.84㎡
間 取 り	3DK	
バルコニー等	北向き	
仕 様	天 井 床 内 壁 設 備 そ の 他	ビニールクロス等 板張り、畳、塩ビシート等 ビニールクロス等 キッチン、ユニットバス、トイレ、収納等 特になし
保守管理の状態	やや劣る（特記事項参照）	
管 理 費 等	管 理 費 修 繕 積 立 金 そ の 他 滞 納 額 遅 延 損 害 金	10,350円／月（令和8年5月31日現在、以下同じ） 10,120円／月 特になし なし なし
専 有 部 分 の 利 用 状 況 等	所有者が居宅として利用している。	
特 記 事 項	居室内の壁紙や床、浴室、トイレは経年相応に劣化しており、汚損や剥離が多く見られる。 和室の畳は劣化しているが、カーペットが敷いてあるため全体の状態は確認できなかった。	

第5 評価額算出の過程

本件は区分所有建物の専有部分であり、地域の状況からみて買受人が投資用不動産として保有することも社会的・経済的観点から合理的と判断されるので、積算価格と収益価格を求めて、これらを調整して得た価格に基づき、競売市場を前提とした評価額を下記のとおり決定した。

I 積算価格の試算

1 基礎となる価格

① 建物価格

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて下記のとおり建物価格を求めた。

再 調 達 原 価 (円/㎡) ア	現 況 床 面 積 (㎡) イ	現 価 率 ウ	建 物 価 格 (円) エ
449,000	× 63.84	× 0.12	= 3,440,000

ア 再調達原価：一棟の建物の平均単価である。

イ 現況床面積：固定資産税・都市計画税関係証明書記載の現況床面積（共用部分を含む）を採用した。

ウ 現価率：経過年数約57年、経済的残存耐用年数約8年、保守管理の状態等を考慮した観察減価率5%。

耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用し、現価率を下記のとおり査定した。

$$\begin{aligned} \text{現価率} &: \text{経済的残存耐用年数} \div (\text{経過年数} + \text{経済的残存耐用年数}) \times (1 - \text{観察減価率}) \\ &\Rightarrow 8\text{年} \div (57\text{年} + 8\text{年}) \times (1 - 0.05) = 0.12 \quad (\text{小数点第3位を四捨五入}) \end{aligned}$$

エ 建物価格：1万円未満四捨五入の端数整理を行った。

② 敷地権価格

敷地権の目的である土地の敷地権価格を次のとおり求めた。

更 地 価 格		地 積 (㎡)	建付減価	敷 地 権 の 割 合	敷地権価格 (円)
標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ	ウ	エ	オ	カ
1,050,000	× 0.99	× 401.53	× 1.00	× 2 / 155	= 5,390,000

ア 標準画地価格：下記規準価格を中心に、その他の価格資料等を斟酌して地域の標準画地の価格を求めた。
 なお、標準画地は、近隣地域において、土地の概況（形状、間口、奥行、規模等）が標準的な中間画地を想定した。

基準地 （練馬（都）5-3）

$$\begin{array}{ccccccccc}
 \text{(公示価格等)} & & \text{(時点修正)} & & \text{(標準化補正)} & & \text{(地域格差)} & & \text{(規準価格)} \\
 1,150,000 \text{ 円/㎡} & \times & 109.4/100 & \times & 100/100 & \times & 100/120 & = & 1,050,000 \text{ 円/㎡} \\
 & & & & & & & & \text{(上三桁未満四捨五入)}
 \end{array}$$

時 点 修 正：令和7年7月1日から評価日までの推定地価変動率である。

標 準 化 補 正：公示地等は標準的画地であり補正は不要と判断した。

地 域 格 差：公示地等の所在地域は対象地域に比べ交通接近条件や行政的条件が優ること等を考慮した。

イ 個 別 格 差：増価要因として三方路、減価要因として不整形を考慮した。

ウ 地 積：登記数量による。

エ 建 付 減 価：減価は不要と判断した。

オ 敷地権の割合：登記記録による。

カ 敷 地 権 価 格：1万円未満四捨五入の端数整理を行った。

2 積算価格（敷地権付建物の価格）

建物価格 (円) ア	敷地権価格 (円) イ	価格補正 ウ	個別格差 エ	占有減価修正 オ	積算価格 (円) カ
(3,440,000	+ 5,390,000)	× 1.50	× 1.01	× 1.00	= 13,380,000

ア 建 物 価 格：前記1①エ

イ 敷 地 権 価 格：前記1②カ

ウ 価 格 補 正：同一マンション及び周辺類似のマンションの価格水準等を考慮して補正した。

エ 個 別 格 差：階層別補正…1.01（対象＝8階・基準階＝7階）

位置別補正…1.03（角部屋）

その他…0.97（室内状況）

$$\Rightarrow \text{相 乗 積 } 1.01 \times 1.03 \times 0.97 = 1.01 \quad (\text{小数第3位を四捨五入})$$

オ 占有減価修正：減価は不要と判断した。

カ 積 算 価 格：1万円未満四捨五入の端数整理を行った。

Ⅱ 収益価格の試算（DCF法による）

目的物件は賃貸借に供されている建物ではないが、その潜在的な収益力を把握するために、賃貸借を想定することにより収益還元法を適用する。

目的物件を賃貸することにより分析期間中に得られるであろうと予測される有効純収益の現価の合計額に、分析期間末の正味復帰価格の現価を加算して、DCF法（Discounted Cash Flow法）による収益価格を以下のとおり求めた。

但し、当該物件に関する収集可能な資料には限界があり、更に競売による売却後の現実の賃貸借は、当事者間の契約行為によるものであるもので、必ずしも想定した賃貸条件に符合する内容が実現するものではない。

《DCF法による価格査定表》

3年間の 有効純収益 現価の合計 ア	正 味 復 帰 価 格 の 現 価					収 益 価 格 ア+カ=キ
	4年目の 有効純収益 イ	最終 還元 利回り ウ	3年目期末 復帰価格※1 $イ \div ウ \times (1 - 0.03)$ エ	複利 現価率 ※2 オ	正味復帰 価格現価 エ×オ=カ	
(円)	(円)	(%)	(円)		(円)	(円)
1,939,275 (14.6%)	932,160	6.6	13,699,900	0.8302	11,373,700 (85.4%)	= 13,310,000 (100%)

※1 売却に要する仲介手数料等を売却価格（イ÷ウ）の3%と査定した。

※2 複利現価率の計算式

$$1 \div (1 + 6.4\%)^3 = 0.8302 \quad (\text{小数第5位を四捨五入})$$

ア 3年間の有効純収益現価の合計：目的物件を賃貸することにより保有期間中（第1期～第3期）に得られるであろうと予測した各期の有効純収益を、複利現価率で現在価値に割り戻した額の合計である。

イ 4年目の有効純収益：保有期間終了後（4年目）の有効純収益である。

ウ 最終還元利回り：4年目の有効純収益から売却予想価格を求める還元利回りであり、標準的還元利回りに対象不動産の個別リスク等を考慮して査定した。

エ 3年目期末復帰価格：4年目の有効純収益を最終還元利回りで還元して求めた売却予想価格から対象不動産の売却に伴う仲介手数料相当額等を控除した価格である。

オ 複利現価率：一般市場及び競売市場での類型別収益物件の標準的な還元利回り等を参考に査定した。

カ 正味復帰価格現価：保有期間終了後に得られる正味復帰価格の現在価値である。

キ 収益価格：保有期間中に得られる有効純収益の現在価値と保有期間終了後の売却予測価格の現在価値の合計額で、1万円未満四捨五入の端数処理を行った。

Ⅲ 評価額の判定

1 試算価格の調整

積算価格及び収益価格を下記のとおり試算した。

積算価格は、対象不動産を再調達する場合の費用性に着目して求めた価格であるが、本件においては市場性にも留意して求めたものである。

収益価格は、対象不動産が将来生み出すと予想される収益性に着目した理論的な価格で、投資用不動産の評価では重視される価格である。

積算価格と収益価格は概ね均衡して求められ、それぞれの方式の特徴を反映した妥当な価格が得られた。本件は都市型のマンションで、自用若しくは転売目的のほか、投資目的の需要も期待できることを斟酌して、両試算価格のほぼ中庸値をもって調整後価格とし、所要の修正を行ったうえで評価額を以下のとおり決定した。

① 積 算 価 格	13,380,000 円
② 収 益 価 格	13,310,000 円
③ 調 整 後 の 価 格	13,350,000 円

2 評価額の判定

調整後の価格に、市場性修正及び競売市場修正を施し、更に滞納管理費等相当額並びにその他の控除（敷金等）を考慮して評価額を決定した。

調整後の 価格（円） ア	市場性 修 正 イ	競売市場 修 正 ウ	滞納管理費等 相当額の減価 エ	その他の控除 （敷金等） オ	評 価 額 （ 円 ） カ
13,350,000	× 1.00	× 0.80	× 1.00		= 10,680,000

ア 調整後の価格：積算価格と収益価格を調整した後の適正価格。

イ 市場性修正：必要なしと判断した。

ウ 競売市場修正：「第2 評価の条件」欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した修正を行った。

エ 滞納管理費等相当額の減価：滞納管理費等及び代金納付に至る間の管理費等の予想滞納額相当額を考慮した修正。本件の場合なし。

オ その他の控除（敷金等）：買受人の引受けとなる敷金等の預り金の控除。本件の場合なし。

カ 評 価 額：1万円未満四捨五入の端数整理を行った。

第6 参考価格資料

地価調査価格 (練馬(都)5-3)

所 在 : 練馬区豊玉上二丁目14番18外

住居表示 : 豊玉上2-14-10

価 格 : 1,150,000 円/㎡

位 置 : 「桜台」駅、100m

価 格 時 点 : 令和7年7月1日

地 積 : 113㎡

供給処理施設 : 水道・ガス・下水

接面街路 : 北 19.5m 都道府県道

用途指定等 : 商業地域(建ぺい率80%、容積率500%)

防火地域

地域の概要 : 中高層店舗付共同住宅が多い都道沿いの商業地域

第7 附属資料

位置図

公図写

建物図面・各階平面図写

以 上

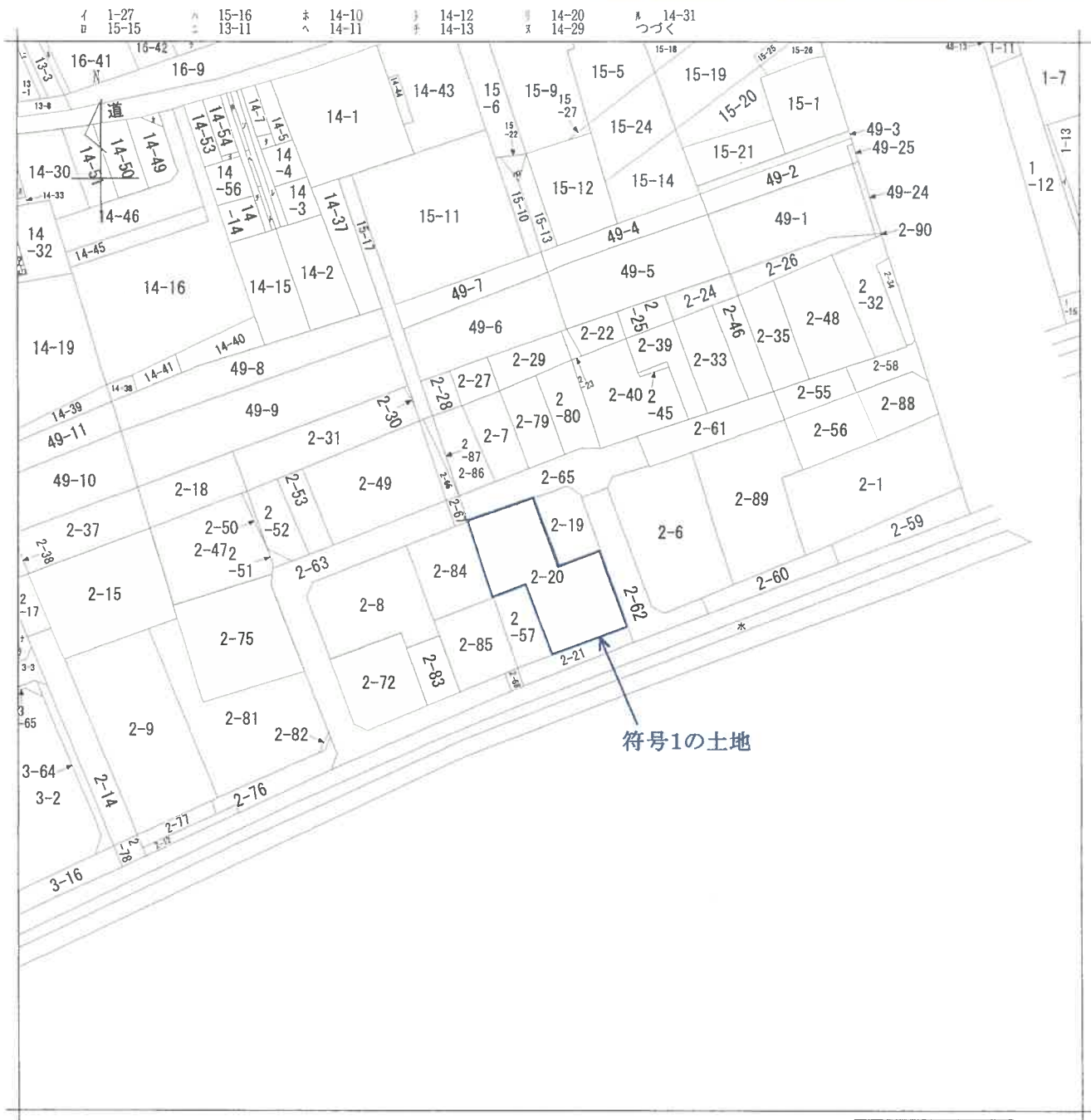
令和8年6月24日

評価人 不動産鑑定士

在 間 浩 二



この図面はA3サイズをA4サイズに縮小したものです

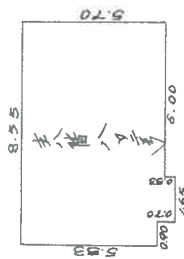
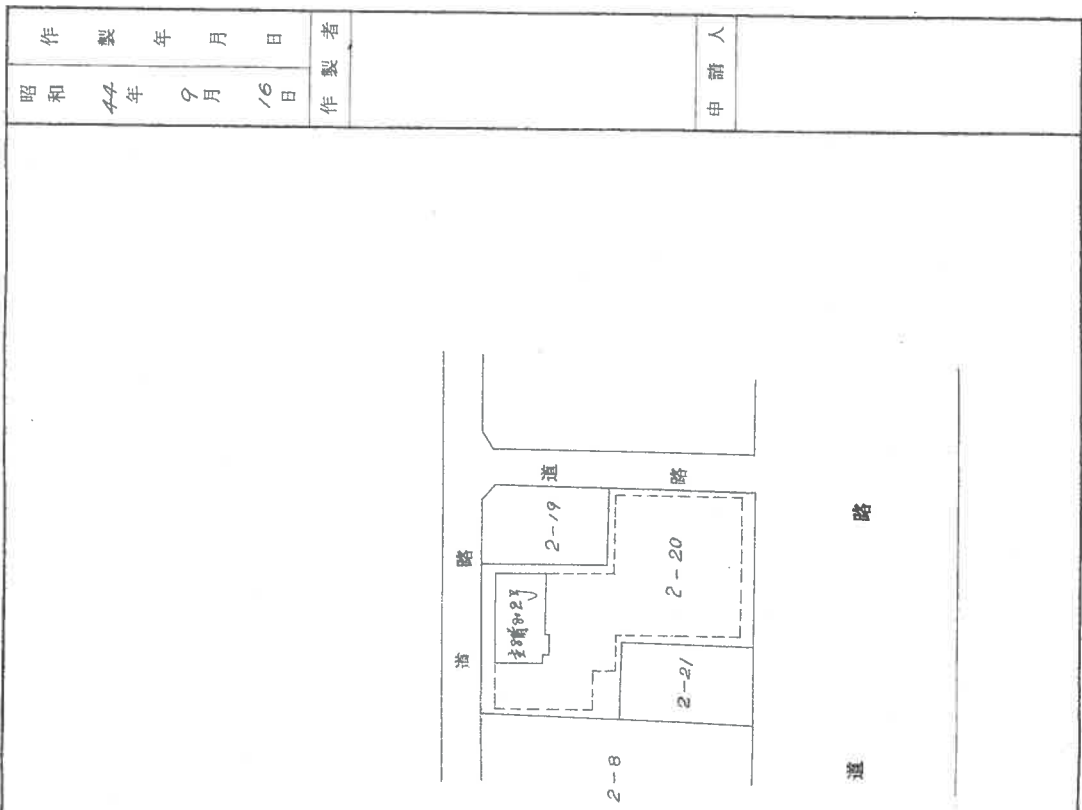


請求部	所在	練馬区桜台一丁目				地番	2番20			
出カ尺縮	1/600	精度区分		座標系又は記号		分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日	昭和53年11月10日			備付年月日(原図)		補記事項				

建物階平面図

2-20~3}

東京都練馬区桜台1丁目2番地20



床面積計算表				
タテ	ヨコ	小	計	
1	5.33	0.90	4.7970	
2	6.03	1.05	9.9495	
3	5.70	6.00	34.2000	
4				
5				
6				
7				
計			48.94	M ²

作製年月日	昭和44年9月16日
作製者	
申請人	

(日本土地家屋調査士会連合会 用紙)

062965

縮尺	1/200	1/500
----	-------	-------